

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

元気な自立都市“越前”を支える「連携・交流のネットワーク」推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県、越前市

3 地域再生計画の区域

越前市の全域

4 地域再生計画の目標

越前市は、旧武生市と旧今立町が合併し平成 17 年 10 月 1 日に誕生した。福井県のほぼ中央に位置し、面積は 230.75 km²で県面積の約 5.5%を、人口は 87,428 人（平成 19 年 8 月 1 日現在）で県人口の約 10.7%を占めている。

本市は、旧武生市の越前打刃物や越前箆笥、旧今立町の越前和紙などの伝統産業が古来より盛んであり、加えて、電子・自動車・家電部品を扱う先端技術産業の発展により、平成 17 年の製造品出荷額は約 4,055 億円（工業統計調査結果）で県全体の 21.9%を占めている。また、市域面積の 6 割以上を森林が占め、林業も盛んであり、県下一、北陸有数の林業・木材産業地域となっている。

平成 19 年 4 月に策定された越前市総合計画では、まちづくりの柱の一つを「元気な産業づくり」としている。その中で、「活力と創造性に満ちた工業の振興」、「魅力ある商業の振興」、「出会いと感動のある観光の振興」、「地域資源を活かした農業の振興」、「みどり輝く森林づくり」、「いきいきと働きやすい環境の充実」の 6 つを政策として掲げており、今後とも産業の健全な発展に向けて取り組もうとしている。これに合わせて、平成 18 年 7 月に認定を受けた地域再生計画“越前「産業の森づくり」プラン”では、平成 17 年 11 月に策定した「越前市産業活性化プラン（モノづくり編）」に基づき、既存産業・企業の自立化、創業促進、企業誘致の推進、産力強化のための一体的支援体制の構築といったソフト施策を中心とした産業支援を行っている。

一方、産業の健全な発展に向けては、人の移動や製造品等の運搬が円滑に行われるための交通インフラ整備が必要不可欠である。主要な幹線道路網の現状は、南北方向は国道 8 号、県道福井朝日武生線（旧国道 8 号）、丹南広域農道が整備されている。しかし、日野川や JR 北陸本線によって地形が分断される東西方向のネットワークは弱く、既存の幹線道路では朝夕に交通渋滞が発生し東西方向の円滑なアクセスに支障をきたしているほか、通過交通が生活道路へと流入するなど安全・安心な交通体系が確立されていない。さらに、福井県産業振興施設（サンドーム福井）の周辺は、越前市都市計画マスタープランにおいて「越前市さらには丹南地域全体の産業振興を推進するエリア」に位置づけられているが、高次産業関連施設等の立地を可能とする交通インフ

ラが十分に整備されていない。また、森林は林業生産活動の場であると同時に保健・レクリエーションの場など多様な機能を有しているが、それらの活動を支える林道の整備が不十分であるため、その機能が十分に発揮されていない。

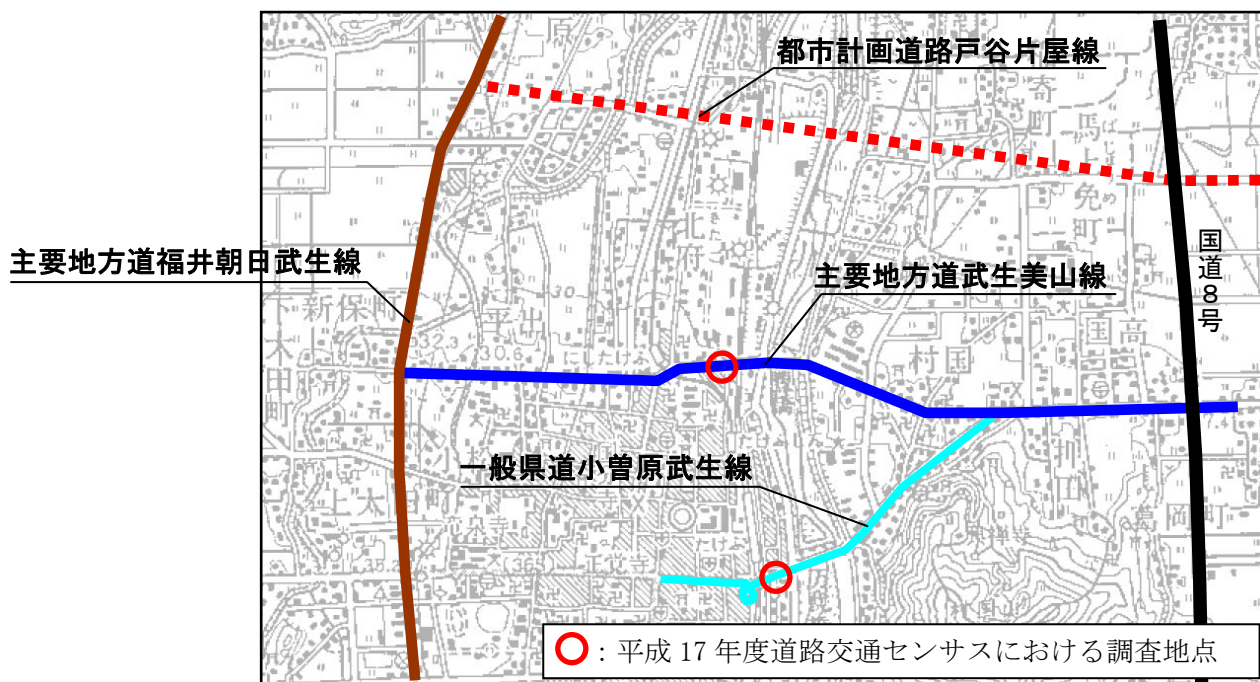
このため、道整備交付金を活用して、東西方向の主要幹線道路である(都)戸谷片屋線、県産業振興施設周辺の幹線道路である(都)村国中央線、林道上月尾線を一体的に整備することにより、産業の健全な発展を支える交通インフラを整える。また、これらの整備は産業の発展のみならず、東西に広がる市街地・田園・森林を結ぶことによる地域内の連携強化や周辺市町を含めた丹南地域全体の連携強化を促し、観光振興を始めとする様々な交流の創出が期待される。これらのことがあいまって、元気な自立都市“越前”を支える「連携・交流のネットワーク」推進を実現するものである。

(目標1) 東西方向の既存幹線道路の平日混雑度を1.00(平成24年度)とする。

路線名	平日混雑度(平日24時間交通量)	
	平成17年度道路交通センサス	目標値
主要地方道武生美山線	1.34(12,949台)	1.00(9,663台)
一般県道小曾原武生線	1.57(18,868台)	1.00(12,018台)

※混雑度とは、交通量を交通容量で除した値。また交通容量とは、道路上を一定のサービス水準のもとに走ることができる自動車の量を表したものです。

(参考) (都)戸谷片屋線の計画交通量13,100台/日



(目標2) 森林施業面積を3.5ha(平成19年度)から30.0ha(平成24年度)に拡大する。

(目標 3) 間伐材搬出量を 70 m³(平成 19 年度)から 600 m³(平成 24 年度)にする。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

産業の健全な発展を支える交通インフラを整え、産業都市である本市の発展を図るとともに、本市の東西の連携強化や丹南地域全体の連携強化を促し、観光振興を始めとする様々な交流を創出することにより、元気な自立都市“越前”を支える「連携・交流のネットワーク」を推進するため、以下の事業を展開する。

(都)戸谷片屋線は、越前市戸谷町を起点とし同市片屋町を終点とする東西方向の主要な幹線道路である。このうち、未整備区間である国道 8 号から吉野瀬川の桜橋までは、福井県と越前市が連携して整備を行うこととしており、県施工区間は既に整備を進めている。今回、市施工区間である「市道第 4803 号線」を県施工区間と一体的に整備することにより、東西方向の主要な連携・交流軸を形成する。

「市道第 4903 号線 ((都)村国中央線)」は、県産業振興施設の南側を南北に連絡する幹線道路である。今回は全路線のうち、市道第 4803 号線との交差点付近のみを整備対象とし、近隣集落等から(都)戸谷片屋線へのアクセスを確保する。

「林道上月尾線」は、大滝地区から国道 417 号を結ぶ森林管理道であり、これまで流域公益保全整備事業により一部整備が行われている。今回、既整備箇所を結ぶ区間を整備することにより、林業生産の基盤の確立、岡本地区の連携強化、森林と市街地を結ぶ連携・交流軸の形成に寄与する。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

■ 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市道；道路法に規定する市道に次のとおり認定済み

- ・市道第 4803 号線((都)戸谷片屋線) 平成 14 年 3 月 29 日認定
- ・市道第 4903 号線 ((都)村国中央線) 平成 14 年 3 月 29 日認定

林道；森林法による越前地域森林計画に路線を記載済み

- ・林道上月尾線 平成 18 年 4 月 1 日記載

[事業主体]

- ・市 道：越前市
- ・林 道：越前市

[施設の種類]

- ・市道、林道

[事業区域]

- ・いずれも越前市

[事業期間]

- ・市道：平成20年度から平成24年度
- ・林道：平成20年度から平成23年度

[整備量]

- ・市道 1.56 Km
- ・林道 1.09 Km

[事業費]

- | | | | |
|-------|--------------|-------|---------------|
| ・総事業費 | 2,967,500 千円 | (うち国費 | 1,475,125 千円) |
| 市道 | 2,795,000 千円 | (うち国費 | 1,397,500 千円) |
| 林道 | 172,500 千円 | (うち国費 | 77,625 千円) |

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「元気な自立都市“越前”を支える「連携・交流のネットワーク」推進計画」を達成するため、先に認定された地域再生計画「越前「産業の森づくり」プラン」と一体となった施策展開を図るとともに、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①(都)戸谷片屋線 街路事業

[事業概要] (都)戸谷片屋線の内、吉野瀬川から日野川の区間を街路事業により整備

[実施主体] 福井県

②(一)寺武生線 道路改築事業

[事業概要] (都)戸谷片屋線の内、主に日野川に架かる橋梁を整備

[実施主体] 福井県

③(都)戸谷片屋線へのアクセス道路の整備

[事業概要] (都)戸谷片屋線へのアクセス道である(都)河濯線、(都)北府2号線、(都)家久1号線を整備

[実施主体] 越前市

④基幹道路整備事業

[事業概要] 丹南広域農道を基幹道路と位置づけ、交差点改良等を実施。市道第2805号線、市

道第 3805 号線などの産業支援道路を整備

[実施主体] 越前市

⑤産業支援ネットワーク事業

[事業概要] 経済団体、国・県の産業支援機関、大学、その他関係機関で構成する越前市産業支援ネットワーク(ENIS)の機能を拡充し、中小・零細企業の支援体制を整備

[実施主体] 越前市

⑥企業誘致促進事業

[事業概要] 企業立地促進補助事業や立地環境の良さを積極的にアピールし、企業立地推進本部による誘致活動を展開するとともに、地場の企業の事業拡張にも支援

[実施主体] 越前市

⑦地場産業育成支援事業

[事業概要] 業界団体などが行う新商品開発・需要開拓・展示会開催などの事業を支援するとともに、伝統技術技法の継承と後継者育成事業などを促進

[実施主体] 越前市

⑧森林整備地域活動支援交付金事業

[事業概要] 森林所有者などによる計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な林況調査、刈り払い、簡易杭など区域の明確化などに対して支援

[実施主体] 越前市

6 計画期間

平成 20 年度～平成 24 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画の終了後にその数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし